

令和3年度事業計画

令和2年度は、全国的なコロナ禍により日本経済は大きく落ち込みました。令和3年度は、ワクチン接種も進むものと思われ、日本経済の回復が期待されますが、今しばらく時間がかかるものと見込まれます。協会の活動においても感染防止に留意しながら進めて行く必要があります。

令和3年度における県の県土整備部所管公共事業関係当初予算は、「防災・減災、国土強靱化3カ年緊急対策」と震災復興関係事業の終了により減少となっていますが、令和2年度2月補正予算では「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に係る初年度事業費として268億円が計上されたことから、令和3年度当初予算と一体となった実行予算は、前年度の一体予算と比較し1.8%の増加となっています。また、今回の国土強靱化予算の執行状況は、その後の予算に影響すると言われており、発注者と共に確実に執行していく必要があります。

一方、本県建設業においては、技術者・技能者の高齢化や若手入職者の減少・離職率の高止まりは継続しており、建設労働者の不足は顕著となっており、労働力の確保が企業の存続を左右する最重要課題になってきております。令和2年度新規高卒者の県内建設業就職者数は増加となっていますが、これを一過性のものとしないうえ、引き続き担い手確保の取組を進める必要があります。

また、令和6年4月には建設業においても働き方改革関連法が本格施行となり、時間外労働の上限規制などに対応した労働環境の是正、週休2日制の実施等が建設業者に求められています。併せて、生産性向上が必要であり、i-Construction などITを利用したDX(デジタルトランスフォーメーション)の推進も課題となっています。

このため、地域の建設業が維持存続し、災害対応など「地域の守り手」としての役割を将来にわたって担っていくために、さらなる施工時期の平準化、地域間格差の是正や地元企業への優先発注と共に、地域経済を支えるインフラ整備や老朽化対策など、将来にわたる本県の建設事業の確保について、国や県及び国会議員などと意見交換や提言・要望活動を行なっていきます。

また、働き方改革の推進のため、第一に国、県及び市町村と連携して実施している「週休2日制促進 DAY」を毎月第二土曜日とし、その促進を図って行きます。第二に建設業における

生産性の向上を図るため、ICT 施工講習会など会員のDXを推進するための研修・講習会にも取り組むとともに、工事情報共有システム(ASP)も引き続き提供していきます。

さらに、担い手の確保及び育成のため、引き続き高校生や大学生を対象とした各種事業を実施するとともに、Uターンを含む求職者に対する情報発信や、会員企業の人財育成のため、新入社員研修や施工管理技士試験講習会など各種研修・講習会を実施していきます。建設キャリアアップシステム(CCUS)については、国、県等の動向や運営する建設業振興基金からの情報を注視して行きます。

これらの施策を実施するため、青森県建設業協会は、青森県の建設業が将来に亘って発展し、建設業に携わる人々が誇りを持って仕事ができるよう、常置委員会や青年部の活動を通じて、建設業の様々な課題の検討を行い、理事会等を適宜開催し状況を説明するとともに、本部支部が一体となり、国や県等の行政機関や全建や東北建設業協会連合会等関係機関とも密接に連携して事業に取り組みます。

1. 事業計画

(1) 会議

- (イ) 理事会（支部長会議を含む）は年8回以内
- (ロ) 評議員会は年2回以内
- (ハ) 監事会は年2回以内
- (ニ) 各種委員会は年3回以内

(2) 連絡協議、意見交換

- (イ) 国、県等の関係官公庁との連絡協議
- (ロ) 国、県等の関係官公庁との意見交換
- (ハ) (一社)全国建設業協会との連絡協議
- (ニ) 東北建設業協会連合会、東北経済連合会との連絡協議
- (ホ) 日本原燃(株)、電源開発(株)等との連絡協議

(3) 調査研究、提言及び要望

- (イ) 働き方改革に基づく、働き方改革関連法の調査・研修等
- (ロ) 週休2日制普及キャンペーンの実施及び促進のための調査、研修等

- (ハ) 担い手三法に基づく事項の調査・研修等
- (ニ) ICT施工など生産性の向上のための調査・研修等
- (ホ) 若年建設労働者確保対策及び雇用改善対策についての調査・研修及び事業の実施
- (ヘ) 建設業イメージアップのための研究、研修及び事業の実施
- (ト) 国、県等の関係官公庁への提言、要望の実施
- (チ) その他建設業の課題に対する調査、研修等

(4) 研修、講習事業

- (イ) 交通誘導員研修、登録解体工事業講習会等の実施
- (ロ) 新入社員研修等の実施
- (ハ) ICT施工などの研修等の実施
- (ニ) その他経営労務・技術向上に関わる研修及び協賛

2. 啓発指導、受託事業

- (1) 関係団体、報道機関との情報交換
- (2) 建設業退職金共済事業、法定外労災補償制度、前払保証事業、第三者賠償責任補償保険の加入促進活動及び受託事業の実施
- (3) 建設業振興基金、全国建設研修センター等の事業実施
- (4) 工事情報共有システム（ASP）事業の実施
- (5) 就職前準備研修等東日本建設業保証(株)の事業の実施
- (6) 「土木系人財県内定着プロジェクト」に係るインターンシップ事業
- (7) 「株式会社青森県建設会館」、「青森県公共工事品質確保安全施工協議会」、「アスファルト合材協会」、「青森県土木施工管理技士会」及び「青森県建設産業団体連絡協議会」の事業受託

3. 栄典及び表彰関係

- (1) 叙勲及び国家褒章並びに全国建設業協会等の表彰に関する事項
- (2) 優良事業所及び優秀従業員、職員の表彰に関する事項
- (3) 建設雇用改善優良事業所の表彰に関する事項

4. 各種申請、届出用紙、建設系廃棄物マニフェストの頒布並びに関係資料の配布